



最近、わが国では大きな地震や大雨などの災害が繰り返されるようになった。大震災や台風などの大災害の際に気になるのは、リアルタイムな情報であり、ドローン等による空撮映像の配信である。我が国は、テレビ放送のネット同時再配信が不十分で、過渡的な段階にある。これらが欧米並みに自由化されれば、被災地での被害状況の迅速な把握と被害防止につながるはずである。今回、これらの問題について報告する。

東日本大震災で注目を集めたテレビ放送のネット配信

我が国の災害でITが大きな関心を集めたのは、阪神淡路大震災（1995年1月）の時だった。この1995年は、パソコン用OSであるWindows95が発売になり、インターネット元年と呼ばれた年だった。ボランティアによるパソコン通信とインターネットの活用が注目を集めた。次に大きな関心を集めたのが、東日本大震災（2011年3月）の時である。

21世紀を迎え、ITの主役はパソコンからスマホへ、ネットは動画で視聴する揺籃期を迎えていた。技術的には、テレビ放送がネットやスマホで視聴できる時代を迎えている。

ネットでは動画共有サービスが相次いで登場していた。ユーチューブ（YouTube）は2005年に、ユーストリーム（Ustream）は2007年に登場した。情報端末もiPhone（2007年発売）が登場し、パソコンからスマホの時代へと変わろうとしていた。

東北大震災の地震発生直後、NHKの地震映像を14歳の中学生が自らの機転と判断で、ユーストリームに流した。この動画を視聴した人々のツイッターで、この情報は瞬時に拡散した。しかし、テレビ放送を勝手にネット配信する行為は、当時、違法とされていた。

この草の根的に広まった違法動画の視聴に気づいたNHKは、即座にネット同時再配信に切り替えた。英断といってよい。民放各社も一斉に追従した。ユーチューブやニコニコ動画でも災害映像が、ネット配信された（これは、「東日本大震災と情報、インターネット、グーグル——数多くの英断が生み出した、テレビ番組のネット配信」に詳しい）。

この東北大震災の時には、この他にも、地震に役立つ画期的なサービスの実用化が相次いだ。その一つがグーグルによる安否確認サービス「パーソンファインダー」の提供開始

であり、クライシスレスポンスとして注目を集めた。

もう一つ注目を集めたのが、グーグルと自動車メーカー各社が共同して行った「通れた道マップ」という地図情報提供サービスであった。突然の災害で道路網が寸断されている最中に、通行できる道路情報が随時更新され提供されるサービスは、画期的であった。

このサービスは、2007年7月の新潟県中越沖地震の際に、防災推進機構とホンダが試験的に運用したのが最初である。このシステムは、2009年9月に「災害時移動支援情報共有システム」として完成しており、それが東日本大震災の際に役立ったのである。

熊本地震でのテレビ放送のネット同時再送信は

さて、東日本大震災（2011年）で注目を集めたテレビ放送のネット配信（サイマル放送）は、5年後の熊本地震においては、どう活用されていたのであろうか。残念ながら、東日本大震災での画期的な動画配信は、震災時での例外的措置として、終わっていた。

我が国でのテレビのネット同時再送信は、現在、海外に比べて周回遅れの状態にある。英国、仏、独などでは当たり前の時代を迎え、オリンピックなどで威力を発揮している。

我が国の同時再送信の遅れは、NHKと民放との対立が原因している。NHKが積極的なものに対して、民放の多くは収益問題に絡み慎重な姿勢をとっている（「テレビ番組、同時にネットで NHK が実験、民放は警戒」、朝日新聞 DIGITAL、2015年11月1日）。

今回の熊本地震では、NHKでは「NHK NEWS WEB」にて、総合テレビと同じ内容をネット上でもサイマル放送をした。このホームページには熊本地震の特設コーナーを設けて、ニュース（動画と記事文書）を閲覧できるようにしている。

この結果、NHKのネット配信は、海外も含め、過去最高の500万アクセスを獲得したとNHKは報じている。NHKのほかで注目されたのは、インターネット放送局 AbemaTV である。今回の地震では、同チャンネルの一つである「AbemaNews」（24時間ニュース専門放送局）において、地震情報を24時間流したのである。

AbemaTVは、今年2016年4月11日に本開局したばかりのニュース専門放送局である。このテレビ局は、サイバーエージェントとテレビ朝日が合弁で設立したインターネットテレビ局であり、パソコン、スマホ、タブレットから24時間無料で視聴が出来る。

今回、民放の各テレビ局でもYouTubeを利用したネット配信をしていた。しかし、フジテレビ系列の「ホウドウキョク」（2015年4月スタート）を除いて、放送は地震直後に限られており、4月24日時点では配信を中止している状況であった。NHKなどに比べ、形だけのネット配信とってよいほど、お粗末なものであった。

一番大きな問題は、テレビ局の震災報道のスタイルがこれまでと変わらず、全国のテレビ視聴者向けであり、地元の被災者向けの報道ではなかった点にある。家族や親戚の安否情報、被災場所、必要な支援物質など、被災者が欲しい情報を見やすく整理した形式で伝える仕組みが、求められている。テレビ局のネット活用が問われているとってよい。

今回も活用されなかった我が国のドローン映像

最後に、世界で注目を集めている大災害時のドローンの活用である。昨年、ネパール地

震（2015年4月）、熊本地震直後のエクアドル地震（2016年4月）では、ドローン映像が世界を駆け巡り、現地の被害状況が鮮明に配信された。空撮映像の革命が起きている。

残念ながら、我が国の利用は大きく遅れている。我が国でドローンの空撮映像が注目されたのは、昨年の鬼怒川堤防決壊（2015年9月）の時であった。国土地理院によるドローン映像が、ユーチューブなどの動画サイトで3回公開され注目を集めた。

逆に、内閣情報調査室による情報収集衛星（IGS、通称スパイ衛星）からの鬼怒川の水害映像は、ほとんどの人は知らず、PDF形式であったこともあり、評判が悪かった（詳しくは、本連載の第71回「鬼怒川決壊でも活用されなかったICT」を参照）。

今回の熊本地震でも、国土地理院のホームページで、4月16日に撮影した土砂崩れほかの映像が公開され、注目を集めた。しかし、緊急時での速報性が求められているのに、残念ながら、公開は撮影した翌日の17日と1日遅れだった。

国土地理院より一足先に動画を公開したのは、共同通信である。地震の起きた翌日の4月15日と17日に被災映像を公開している（「共同通信、熊本地震でドローン活用 被災状況を低空映像で描写」を参照）。同紙は、5日間で26万回以上視聴されたと報じている。

同紙は、紙面で「なお、昨年の首相官邸ドローン事件を受けて航空法が改正され、「住宅密集地は飛行禁止」「夜間・目視外飛行は禁止」といった規制がかかることになったが、国土交通省航空局に申請し許可承認を得ることで飛行は可能になる」と記述している。

更に、航空局で取材許可を得ているマスコミは、「新聞社では山形新聞、読売新聞、北海道新聞、長崎新聞、十勝毎日新聞、産経新聞、静岡新聞、佐賀新聞、（中略）、放送局では申請番号1番のNHKを筆頭にフジテレビ、北海道テレビ、テレビ西日本、日本テレビ、CBCテレビなどが許可を受けている」と、同紙は付け加えている。

しかし、これらマスコミ各社は、今回の地震でドローン映像を流していない。実際のドローン使用例を調べてみると、読売新聞のドローンで撮影した紙面が見つかった。同記事（4月23日）には、「読売新聞が22日、同城を管理する熊本市の許可を得てドローンを飛ばした」と説明を添えている。では、なぜ写真でなく映像を配信しなかったのか？。

このようにマスコミのドローン利用は酷いといってよい。日経ビジネスも「熊本地震でドローンは有効に活用されたのかー利用のハードルは下がるも、依然プレーヤーが少ない」（日経ビジネス ONLINE、2016年4月22日）と、他人事な記事を掲載している。

この原因は、今回の地震で国土交通省航空局が、「災害時におけるドローンの飛行に関して、無人航空機に関する飛行許可・承認を受けた者向けに、被災地域での飛行の自主規制を行うよう」（2016年4月15日付）通達を出したことが大きいと言える。

ドローンは、首相官邸無人機落下事件（2015年4月）が起きて、日本中がパニックになり、一時期、全国の公園を含めドローン使用は、ほぼ完全禁止の状態になった。それが、2015年12月に、無人航空機の飛行を規制する改正航空法が施行され、許可を受けた事業者は、合法的にドローンを利用できるようになった。2016年3月には、ドローン規正法も成立している。

ドローン利用に関する法律は成立したが、実際の運用はその都度、監督官庁の許可が必要な段階にある。マスコミの取材映像だけでなく救急支援活動などで、ドローンが自由に活用されるのは、何時になるのであろうか。

(TadaakiNEMOTO)